申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	指定
根拠沒	去令及び条項	埼玉県建築基準法施行条例 第三十条 次の各号のいずれかに該当する道路又は場所に面して自動車の出入口を有する敷地に自動車の車庫又は修理工場の用途に供する建築物(これらの用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートル以上のものに限る。以下「車庫等」という。)を建築してはならない。ただし、第一号から第四号までの道路又は場所について、車庫等の規模又は周囲の状況により通行の安全上支障がないものとして規則で定める場合は、この限りでない。 一~四 略 五 前各号のほか、知事が通行の安全上支障があると認めて指定する道路
所 管	部 課 係 名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審	関係条項	
査基	基 準 (未設定の場 合はその理由)	未設定 (個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないもの であり、具体化することが困難なため)
	参考事項	
準	設定等年月日	年 月 日設定(年 月 日最終変更)
標準処理	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	総日数 60日
期間	設定等年月日	平成16年4月1日設定(年月日最終変更)